

スクイーズアウトの法務・税務・会計

VI

スキーム別の法務・税務・会計④ 株式併合の 場合のポイント

手続選択における 法務上のポイント

(1) 概要

株式併合は、数個の株式をあわせてその数よりも少ない数の株式に変更し、発行済株式総数を減少させる会社の行為である。平成26年会社法改正において少数株主の保護が手当てされたことにより、スクイーズアウトの手法として用いられるようになってきている。

(2) 株主総会開催の必要性

株式併合には、対象会社における株主総会の特別決議が必ず必要である(会180②、309②四)。

(3) 端数処理手続

株式併合の割合は、各少数株主が

保有することになる株式がすべて1株未満の端数となるように設定され、かつ、端数の合計数が1株以上となるように設定される。株式併合の場合も、少数株主に金銭を交付するためには、全部取得条項付種類株式と同様の端数処理の手続が必要である(会235、234)。

ただし、株式併合の場合は、全部取得条項付種類株式の場合と異なり、株式買取請求がなされた株式についても株式の併合の効力が及び、端数の合計数に算入されるため、全部取得条項付種類株式の場合に生じ得る端数の合計数が1株未満となるリスクは回避できる。

(4) 新株予約権の処理

株式併合によるスクイーズアウトでは、新株予約権をその対象に含めることができない。したがって、新株予約権を発行している場合は、任意放棄

④

棄等の個別の新株予約権者の協力が必要となる。ただし、新株予約権に全部取得条項が付されている場合は、当該条項を利用して処理することが可能なこともある。また、新株予約権に株式併合が行われた場合の調整条項が設けられていることが多く、その場合、新株予約権が残存して行使されたとしても端数処理が可能となり、実際上のリスクは低いとされる。

税務上の取扱い

株式併合の端数処理の方法により完全子法人化が行われた場合、基本的に各当事者における税務上の取扱いは、金銭等交付株式交換と同様となる。

(1) 支配株主

株式併合の端数処理の方法により取得する対象法人(株式交換等完全

子法人)株式の取得価額は、その取得の時ににおけるその株式の取得のために通常要する金額となる。

(2) 対象法人

① 適格株式交換等に該当する場合
株式併合の端数処理の方法による完全子法人化が適格株式交換等に該当する場合には、特段課税関係は生じない。

② 非適格株式交換等に該当する場合
株式併合の端数処理の方法による完全子法人化が非適格株式交換等に該当する場合には、当該端数処理が完了し完全子会社化される直前に有する時価評価資産について時価評価を行い、当該時価評価損益は完全子会社化完了日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金または益金の額に算入することとなる。

(3) 少数株主

株式併合の端数処理の方法による完全子会社化が行われた場合には、当該端数処理により交付を受けた金銭の額を譲渡対価とし、端数処理により有しないこととなる対象法人株式の端数処理直前の帳簿価額を譲渡原価として、譲渡損益の計算を行うこととなる(法61の2①)。